

# 工場立地法に基づく緑地整備の手引



大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

## 工場立地法に基づく緑地整備の手引

### 目 次

1	目 的	1
2	制度の概要	1
	(1) 条例の概要	1
	(2) 指導要綱の概要	1
	(3) 緑地のイメージ	2
3	樹林地の整備が必要となる行為	2
4	緑地整備のあり方	3
	(1) 緑地の整備面積の考え方	3
	(2) 高木、中木、低木の考え方	4
	(3) 樹林地の整備基準	4
	(4) 樹林地の樹木の植栽方法	5
	(5) 中木による緑地整備	5
	(6) 建築物に付属する緑化等に関する指導要綱との関係	5
	(7) 既に設置されている緑地の取扱い	5
	(8) 既に設置されている緑地の減少	5
	(9) 消防法の保有空地の緑地	6
	(10) 樹林地の整備を必要としない場合	6
	(11) 樹林地以外の緑地の整備	6
	(12) 緑地以外の環境施設の整備	6
	(13) 緑地の維持管理	6
5	届 出	6
	参 考	
	・ 既存工場(昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置されている工場等)の準則計算	7
	・ 緑化計画書の記入方法	10
	・ 大阪市工場立地法地域準則条例	11
	・ 大阪市工場立地法地域準則条例に関する指導要綱	14

## 1 目的

大阪市では、工場が立地しやすい環境を整備し、既存工場の生産性の向上や高付加価値型の工場への転換、新規工場の誘致を促進し、大阪のものづくり産業の振興、活性化を図るため、「大阪市工場立地法地域準則条例」（以下「条例」という。）を制定し、工場立地法に基づく緑地面積率の緩和に取り組んでいます。

一方、都市における緑地は、都市環境の改善や良好な都市景観の形成などの機能を持ち、快適でうるおいのあるまちづくりのために必要なものとなっています。

これらの状況を踏まえ、工場の操業環境の整備と、都市の環境改善や景観形成の両立を図るため、緑地面積率を緩和する一方で、「大阪市工場立地法地域準則条例に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）を制定して本市としての工場緑地のあり方を示し、企業の協力によって、質の高い緑地形成を図ることを目的としています。

## 2 制度の概要

### （1）条例の概要

都市計画法に基づく用途地域に応じて、緑地面積率、環境施設面積率を以下のとおり緩和しています。

	工場立地法 (平成23年3月31日まで)	条例 (平成23年4月1日から)
緑地面積率 敷地面積に対する割合	市内一律20%以上 ⇒	工業専用・工業地域 10%以上 準工業地域 15%以上 その他の用途地域 20%以上（変更なし）
環境施設面積率 敷地面積に対する割合	市内一律25%以上 ⇒	工業専用・工業地域 15%以上 準工業地域 20%以上 その他の用途地域 25%以上（変更なし）

・重複緑地等※は緑地面積の1/4以内です。

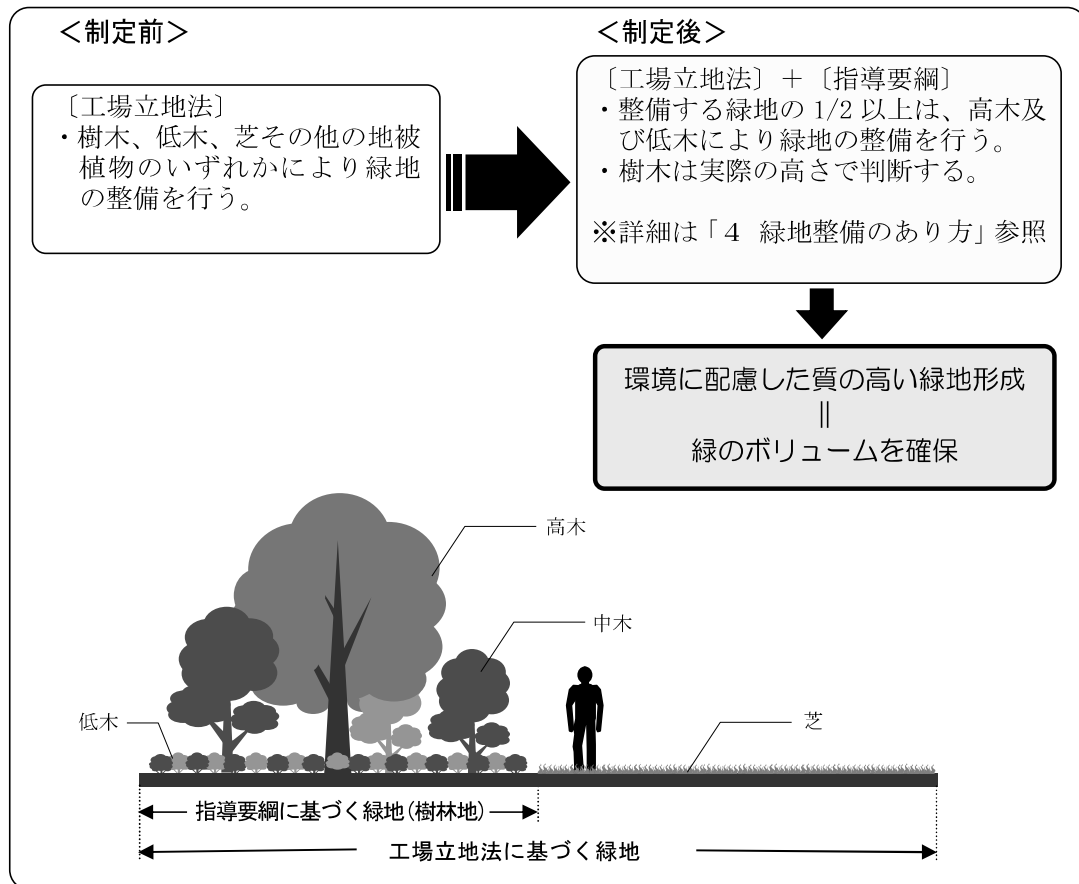
・環境施設は15%以上を敷地周辺に配置してください。

※「重複緑地等」とは、緑地と緑地以外の施設が重複する場合（屋上緑化・壁面緑化等）をさします。

### （2）指導要綱の概要

緑地面積率の緩和に伴い、質の高い緑地の形成を図るため、条例に基づいて整備する緑地の1/2以上の面積を樹林地（樹木による緑地）での整備とします。

### (3) 緑地のイメージ



### 3 樹林地の整備が必要となる行為

工場立地法に基づく下記の届出に伴って緑地を整備する場合に、樹林地の整備が必要となります。

- ①工場立地法第6条第1項による届出
  - ・新しく特定工場を設置する場合
  - ・既存の工場が敷地の買い増し等の行為により特定工場となる場合
- ②工場立地法第7条第1項による届出
  - ・政令の改正等で、特定工場の定義が変わることにより、特定工場となった工場において、生産施設や緑地・環境施設等を変更する場合  
(※本条の届出は、政令の改廃があった場合のみ適用)
- ③工場立地法第8条第1項による届出
  - ・工場立地法による届出を行った者が、生産施設を増設する場合
  - ・工場立地法による届出を行った者が、緑地・環境施設の配置を変更する場合
- ④工場立地の調査に関する法律の一部を改正する法律附則題3条第1項による届出
  - ・工場立地法施行前から設置されている工場において、初めて生産施設を増設す

る場合

- ・工場立地法施行前から設置されている工場において、初めて緑地・環境施設の配置を変更する場合

#### 4 緑地整備のあり方

緑地面積率の緩和とともに質の高い緑地形成（緑のボリュームの確保）を図るため、工場立地法に基づく緑地を整備する際に、整備する緑地面積の1/2以上は樹林地（樹木による緑地）として整備してください。

また、緑地以外の環境施設の整備は最小限とし、緑地の整備を優先してください。

##### (1) 緑地の整備面積の考え方

###### ①新設工場の場合

条例において定められた割合で緑地及び環境施設を整備してください。

緑地整備にあたっては、整備する緑地の1/2以上の面積を樹林地としてください。残りの面積は、工場立地法で定める緑地整備基準を満たしていれば問題ありません。

※工業・工業専用地域及び準工業地域の工場以外は、樹林地を整備する必要はありません。

###### ②既存工場（昭和49年6月28日以前に設置されている工場等）の場合

条例において定めた既存工場等の準則計算（7ページ参照）によって算定された緑地及び環境施設面積を整備してください。

緑地整備にあたっては、準則計算によって算定された緑地面積の1/2以上を樹林地としてください。残りの面積は、工場立地法で定める緑地整備基準を満たしていれば問題ありません。

※工業・工業専用地域及び準工業地域の工場以外は、樹林地を整備する必要はありません。

###### ③緑地の移設

緑地のみを移設する場合は、移設する緑地面積の1/2以上を樹林地としてください。残りの面積は、工場立地法で定める緑地整備基準を満たしていれば問題ありません。

※工業・工業専用地域及び準工業地域の工場以外は、樹林地を整備する必要はありません。

###### ④樹林地の整備を必要としない場合

樹林地の面積が、敷地面積に条例第3条で定める緑地面積率を乗じて得た最低限設置することが必要な緑地面積の1/2（敷地面積×緑地面積率×1/2、以下「最低樹林地面積」という。）に達した場合には、それ以上樹林地を整備する必要はありません。ただし、樹林地を整備した場合には、工場立地法に基づく届出の際に、緑化計画書に区分して記載してください。

## (2) 高木、中木、低木の考え方

樹林地の整備にあたっては、指導要綱により定義を定めています。樹林地については指導要綱の定義に基づき整備してください。

### 《指導要綱と工場立地法の定義》

	指導要綱	工場立地法
高木	成木に達した時の樹高が4m以上になる樹木であり、高さ3m以上、目通り幹周り（根元から1.2m。以下同じ。）0.18m以上の樹木	定義なし
中木	高さ1.5m以上、枝幅0.3m以上の樹木	
低木	高さ、枝幅とも0.3m以上の樹木	

## (3) 樹林地の整備基準

樹林地は、以下の条件を満たす必要があります。

### 《工場立地法と指導要綱の双方の整備基準を満たす条件》

樹林地全体でアを満たし、区画された土地ごとにイを満たす必要があります。

ア 整備する樹林地全体で1㎡あたり高木が0.05本以上及び低木が4株以上であること。ただし、高木1本を中木3本(高木全植栽本数の30パーセント以内とする。)に、高さ5m以上且つ目通り幹周り寸法0.5m以上の高木1本を高木2本に、低木1株を4株の芝生を除く地被植物にそれぞれ代えることができる。

イ 樹木が生育する区画された土地であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。若しくは、低木又は芝生を除く地被植物で表面が被われている土地

※ 1つの区画された土地に樹林地とそれ以外の緑地の両方を整備することも可能です。その場合には、届出の書面において区分して記載してください。

#### (4) 樹林地の樹木の植栽方法

樹林地の樹木の植栽方法は、樹林地とする土地が工場立地法に基づく緑地と認められるように当該土地全体に平均的に植栽してください。樹木を土地の一部にまとめて植栽している場合は、裸地となっている部分は樹林地として認められません。

また、樹林地における樹木の本数は、工場の樹林地全体で基準を満たす本数が植えられていればよく、「高木」・「中木」・「低木」の種類配置に偏りがあってもかまいません。

高木を中心とした視覚的な緑の多い区画や、低木を中心とした開放感のある区画など、土地の形状や景観、樹木の育成等を考慮し、質の高い緑地となるよう工夫して配置してください。

#### (5) 中木による緑地整備

高木に代えて中木により緑地を整備する場合は、1㎡あたり中木0.15本以上となるように整備してください。

#### (6) 建築物に付属する緑化等に関する指導要綱との関係

大阪市では、「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱」においても緑地整備をお願いしているところです。

樹林地の整備基準は、「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱実施基準」で定める緑地の植栽本数の基準とほぼ同様ですので、樹木地と「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱実施基準」に基づく緑地は兼ねて整備することができます。（「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱実施基準」に基づく緑地は、他にも満たさなければならない条件がありますのでご注意ください。）

#### (7) 既に設置されている緑地の取扱い

既に設置されている工場において緑地を増加・移設する場合は、新たに設置する区画に樹林地を整備する代わりに、既に設置している緑地の一部を新たに樹林地として整備することも可能です。ただし、既に樹林地の基準を満たしている緑地については、「新たに整備する樹林地」とは認められません。

#### (8) 既に設置されている緑地の減少

樹林地を減少させる場合は、最低樹林地面積（敷地面積×緑地面積率×1/2）を下回らないようにしてください。また、樹林地の面積が、最低樹林地面積に達していない場合には、樹林地を減らさないようにしてください。

最低樹林地面積に達していない場合に、樹林地を撤去する必要がある場合は、樹林地を他の場所へ移設してください。また、樹林地でない緑地を移設する場合は、移設する緑地面積の1/2以上を樹林地として整備してください。

#### (9) 消防法の保有空地の緑地

消防法の保有空地以外に緑地を確保することができず、他に整備する緑地を樹林地としてもなお整備すべき樹林地の面積に達しない場合は、樹林地の整備面積を軽減することができます。軽減が必要な場合は事前に協議してください。

#### (10) 樹林地の整備を必要としない場合

樹林地の面積が、最低樹林地面積（敷地面積×緑地面積率×1/2）に達した場合には、それ以上樹林地を整備する必要はありません。ただし、樹林地を整備した場合は、工場立地法に基づく届出の際に、緑化計画書に区分して記載してください。

#### (11) 樹林地以外の緑地の整備

樹林地以外の緑地の整備については、最低樹林地面積に達するまでは、できるだけ樹林地として整備するよう努めてください。

#### (12) 緑地以外の環境施設の整備

緑地以外の環境施設の整備については最小限とし、緑地の整備を優先するよう努めてください。

#### (13) 緑地の維持管理

整備した緑地（樹林地及びそれ以外の緑地）については、適切な維持管理に努めてください。

### 5 届出

「3 樹林地の整備が必要となる行為（2ページ）」によって整備する樹林地については、緑化計画書に区分して記載し、届け出てください。

1つの区画された土地に樹林地とそれ以外の緑地の両方を設置されている場合は、それぞれに施設番号を付けて緑化計画書、図面に区分して記載してください。

緑化計画書の記載にあたっては、「緑化計画書の記入方法（10ページ）」を参考にしてください。

**既存工場（昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置されている工場等）の準則計算**

大阪市工場立地法地域準則条例の制定により、既存工場の生産施設の面積変更に伴う緑地及び環境施設の整備面積を求める計算式が、用途地域に応じて以下のとおりに変わります。

**【単一業種の場合】**

工場立地に関する準則（以下「法準則」という。）別表第 1 の業種の区分が 1 つの場合

用途地域	緑地面積の準則計算の場合	環境施設面積の準則計算の場合
工業専用・工業地域	$G \geq P / \gamma (0.1 - G_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.1 - G_0 / S) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq P / \gamma (0.15 - E_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
準工業地域	$G \geq P / \gamma (0.15 - G_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.15 - G_0 / S) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq P / \gamma (0.2 - E_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.2 - E_0 / S) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
その他の用途地域 (変更なし)	$G \geq P / \gamma (0.2 - G_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.2 - G_0 / S) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq P / \gamma (0.25 - E_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.25 - E_0 / S) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

- (1) **G** 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) **P** 当該変更に係る生産施設の面積
- (3) **γ** 当該既存工場等が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) **G<sub>0</sub>** 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) **S** 当該既存工場等の敷地面積
- (6) **G<sub>1</sub>** 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

- (7) **E** 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- (8) **E0** 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- (9) **E1** 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

【複数業種の場合】

法準則別表第1の業種の区分が2つ以上の場合

用途地域	緑地面積の準則計算の場合	環境施設面積の準則計算の場合
工業専用・工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S)) &gt; 0.1S - G_1 &gt; 0</math> のときは <math>G \geq 0.1S - G_1</math> とし、<math>0.1S - G_1 \leq 0</math> のときは <math>G \geq 0</math> とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) &gt; 0.15S - E_1 &gt; 0</math> のときは <math>E \geq 0.15S - G_1</math> とし、<math>0.15S - E_1 \leq 0</math> のときは <math>E \geq 0</math> とする。</p>
準工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S)) &gt; 0.15S - G_1 &gt; 0</math> のときは <math>G \geq 0.15S - G_1</math> とし、<math>0.15S - G_1 \leq 0</math> のときは <math>G \geq 0</math> とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0 / S)) &gt; 0.2S - E_1 &gt; 0</math> のときは <math>E \geq 0.2S - E_1</math> とし、<math>0.2S - E_1 \leq 0</math> のときは <math>E \geq 0</math> とする。</p>
その他の用途地域 (変更なし)	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (G_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (G_0 / S)) &gt; 0.2S - G_1 &gt; 0</math> のときは <math>G \geq 0.2S - G_1</math> とし、<math>0.2S - G_1 \leq 0</math> のときは <math>G \geq 0</math> とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.25 - (E_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.25 - (E_0 / S)) &gt; 0.25S - E_1 &gt; 0</math> のときは <math>E \geq 0.25S - E_1</math> とし、<math>0.25S - E_1 \leq 0</math> のときは <math>E \geq 0</math> とする。</p>

- (1) **G** 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) **P** 当該変更に係る生産施設の面積

- (3)  $\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) **G0** 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) **S** 当該既存工場等の敷地面積
- (6) **G1** 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) **E** 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) **E0** 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- (9) **E1** 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計
- (10) **n** 当該既存工場等が属する業種の個数
- (11) **Pj** 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積
- (12)  $\gamma j$  j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

## 緑化計画書の記入方法

施設番号及び緑地面積欄は届出書の「別紙2」に記載した同番号同面積を記入してください。

樹木の数、それぞれ該当する欄に記入してください。地被植物で全体が覆われている場合にあつては、地被植物欄に緑地面積と同面積を記入してください。

樹木の種類を記入してください。高木と低木を同一区画に植える場合、上段に高木（中木）、下段に低木をそれぞれ記入してください。※樹種は高木であっても、生垣等に刈りこんで使用する場合は低木となります。

樹林地として整備する緑地においては、樹木の種類とともに、要綱に定められている樹高や幹周り等についても記入してください。

緑化計画書

施設番号	緑地面積	植栽計画				植栽密度	樹木の種類等
		高木 (本)	中木 (本)	低木 (本)	地被植物 (m <sup>2</sup> )		
リ-9	50m <sup>2</sup>	3		200		高木 0.06本/m <sup>2</sup> 低木 4本/m <sup>2</sup>	サクラ (高4m, 幹0.3m) ツツジ (高0.3m幅0.3m)
リ-10	50m <sup>2</sup>	1	6	250		高木 0.06本/m <sup>2</sup> 低木 5本/m <sup>2</sup>	サクラ (高2m, 幅0.5m) サクラ (高4m, 幹0.3m) ツツジ (高0.3m幅0.3m)
合計	100m <sup>2</sup>	4	6	450		高木 0.06本/m <sup>2</sup> 低木 4.5本/m <sup>2</sup>	

植栽密度は、実際の植栽密度を記入してください。

〔例〕・高木及び低木の場合：「高木○本/m<sup>2</sup> 低木○本/m<sup>2</sup>」  
（中木は、高木に換算して記入）

①の欄には、設置する緑地のうち、樹林地の整備内容を記入してください。「合計」の数値が樹林地の整備基準の条件を満たす必要があります。

## 大阪市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、工場立地に関する緑地面積率等に係る法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第2項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「準工業地域」という。）	100分の15以上	100分の20以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「工業・工専地域」という。）	100分の10以上	100分の15以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が準工業地域、工業・工専地域又は前条に規定する区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工業地域又は工業・工専地域の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合には同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第5条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、市長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第 3 条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式によって行うものとする。
  - (1) 既存工場等が工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）別表第 1 の上欄に掲げる 1 の業種に属する場合 附則別表第 1
  - (2) 既存工場等が法準則別表第 1 の上欄に掲げる 2 以上の業種に属する場合 附則別表第 2

附則別表第 1

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置 する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置 する環境施設の面積
準工地域	$G \geq (P/\gamma)(0.15 - (G0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (G0/S)) > 0.15S - G1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G1$ とし、 $0.15S - G1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.2 - (E0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.2 - (E0/S)) > 0.2S - E1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E1$ とし、 $0.2S - E1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
工業・工専 地域	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G0/S)) > 0.1S - G1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G1$ とし、 $0.1S - G1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E0/S)) > 0.15S - E1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E1$ とし、 $0.15S - E1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考

この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところによる。附則別表第 2 において同じ。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設の面積
- (3)  $\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

- (5) S 当該既存工場等の敷地面積
- (6) G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- (9) E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

附則別表第2

既存工場等が存する区域	当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
準工地域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S)) &gt; 0.15S - G_1 &gt; 0</math> のときは <math>G \geq 0.15S - G_1</math> とし、<math>0.15S - G_1 \leq 0</math> のときは <math>G \geq 0</math> とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0 / S)) &gt; 0.2S - E_1 &gt; 0</math> のときは <math>E \geq 0.2S - E_1</math> とし、<math>0.2S - E_1 \leq 0</math> のときは <math>E \geq 0</math> とする。</p>
工業・工業専地域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S)) &gt; 0.1S - G_1 &gt; 0</math> のときは <math>G \geq 0.1S - G_1</math> とし、<math>0.1S - G_1 \leq 0</math> のときは <math>G \geq 0</math> とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) &gt; 0.15S - E_1 &gt; 0</math> のときは <math>E \geq 0.15S - E_1</math> とし、<math>0.15S - E_1 \leq 0</math> のときは <math>E \geq 0</math> とする。</p>

備考

この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) n 当該既存工場等が属する業種の個数
- (2) P<sub>j</sub> 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- (3) γ<sub>j</sub> j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

附 則(平成24年2月29日条例第23号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 大阪市工場立地法地域準則条例に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市工場立地法地域準則条例（以下「条例」という。）に基づき、特定工場が緑地を整備するにあたり、整備する緑地に関する事項を定め、質の高い緑地の形成を図ることにより、本市の環境に配慮しつつ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、工場立地法（以下「法」という。）の例による。

- (1) 高木 成木に達した時の樹高が4メートル以上になる樹木であり、高さ3メートル以上、目通り幹周り（根元から1.2メートル。以下同じ。）0.18メートル以上の樹木
- (2) 中木 高さ1.5メートル以上、枝幅0.3メートル以上の樹木
- (3) 低木 高さ、枝幅とも0.3メートル以上の樹木

(適用対象者)

第3条 この要綱の規定は、条例第3条に定める区域において、法第6条第1項若しくは第7条第1項若しくは第8条第1項または工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による届出をする者（以下「対象者」という。）を対象とする。

(緑地整備基準)

第4条 対象者は、法第4条第1項第1号に規定する緑地を整備するときは、整備する緑地の1/2以上の面積については、次の各号すべての基準を満たす緑地（以下「樹林地」という。）にしなければならない。

- (1) 1平方メートルあたり高木が0.05本以上であること。ただし、高木1本を中木3本（高木全植栽本数の30パーセント以内とする。）に、高さ5メートル以上且目通り幹周り寸法0.5メートル以上の高木1本を高木2本にそれぞれ代えることができる。
- (2) 1平方メートルあたり低木が4株以上であること。ただし、低木1株を4株の芝生を除く地被植物に代えることができる。
- (3) 地上部に設けられていること。

(樹林地整備面積の特例)

第5条 市長は、対象者が消防法第10条第4項により規定する政令において保有することが義務付けされている空地以外に緑地を確保することができず、他に整備する緑地を樹林地としてもなお整備すべき樹林地の面積に達しない場合は、樹林地の整備面積を軽減することができる。

(適用除外)

第6条 第4条の規定は、樹林地が、敷地面積に条例第3条で定める緑地面積率を乗じて

得た最低限設置することが必要な緑地面積の1/2以上の面積となった場合には、適用しない。

(届出)

第7条 対象者は、法第6条第1項若しくは第7条第1項若しくは第8条第1項または工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による届出に、樹林地を区分して記載しなければならない。

(緑地以外の環境施設)

第8条 対象者は、法第4条第1項第1号に規定する環境施設を整備するときは、緑地以外の環境施設の整備は最小限とし、緑地の整備を優先するよう努めなければならない。

(緑地の減少)

第9条 対象者は、第7条の規定により区分した樹林地を、敷地面積に条例第3条で定める緑地面積率を乗じて得た最低限設置することが必要な緑地面積の1/2の面積を下回って減少させることができない。

(緑地の維持管理)

第10条 対象者は、この要綱の規定により整備した樹林地について適切な維持管理に努めなければならない。

(施行の細則)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は経済戦略局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。なお、この要綱の施行の際、すでに緑化計画書を提出しているものについては、従前の例による。

平成28年4月発行

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10

ATCビルO's棟南館4階

TEL06-6615-3774 FAX06-6614-0190

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000016344.html>